

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年9月4日)

【件名】

- 1 社会福祉法人の不適正な事務処理について
(行政監察・法人指導課、福祉保健課) 1

総務部・福祉保健部

社会福祉法人「やす」に対する改善措置命令について

社会福祉法人「やす」（以下「法人」という。）について、社会福祉法第56条第1項に基づいて監査を実施した結果、法人運営が著しく適正を欠くと認められるので、本日、社会福祉法第56条第2項に基づいて改善措置命令を発出しました。

1. 法人運営の現状

- ① 理事長及びその親族の関連会社との不適切な取引が存在
- ② 理事会・評議員会の役割が十分に機能せず、内部牽制体制が不十分
- ③ 経営陣(理事・監事)に、県の指摘・指導に対して真摯に対応しようとする態度がみられない

【法人と関連会社の関係】

区分	社会福祉法人やす	関連会社甲	関連会社乙	関連会社丙
理事長（本人）※1	理事長	取締役	元代表取締役	
副理事長（次男） ※2	評議員（～H23.11.7） 副理事長（H23.11.8～）	代表取締役	代表取締役	取締役

※1 理事長は、関連会社甲の取締役を辞任（辞任年月日不明）したとの報告があった。（8月30日）

※2 副理事長は、平成25年8月12日に理事を辞任するとともに関連会社丙の取締役も同日付で辞任したとの報告があった。（8月30日）

2. 主な不適正事案

①関連会社甲への著しく高額な駐車場借地料（月額21万円）の支出

- ・この状態が契約書どおり、今後10年間継続すれば、25,200千円（21万円×12月×10年）の支払いとなる。
 - ・仮に理事長が関連会社甲に無償で使用させていたとすれば、理事長が関連会社甲に売却することなく法人に無償で使用貸借するか、あるいは、低額で法人に賃貸借していれば、このような高額の賃借料は発生しない。
 - ・ただし、法人によれば、元々、関連会社甲は当該地の地上権を有しており、底地所有権の取得代金（500万円）のみを基準にして高額と判断すべきでないとする。
 - ・しかしながら、法人の主張する地上権の存在の有無は不明であるが、仮に存在するとしても、県内における地上権の借地権割合は通常50%程度とされており、これを駐車場部分の地価に当てはめると、 $500\text{万円} \times 0.5665 \times 100 / 50 = 5,665,000\text{円}$ となる。
 - これを土地の利回りを4%（25年）として賃借料を算出すると、 $5,665,000\text{円} \times 4\% \div 12\text{か月} = 18,883\text{円}$ 。 $200,000\text{円} \div 18,883\text{円} = 10.6$ 倍であり、高額な状況にあることに変わりない。
 - ・通常は貸主が負担する駐車場造成費（315万円程度）を法人が負担しているため、借地料は低額に設定されるべき。（造成工事は関連会社乙が受注）
- ⇒総支払額：21万円×29ヶ月（H23.3～H25.7）=6,009千円

②関連会社丙への実態のない食材加工代金の支出の疑惑（21,702千円）

- ・平成18年から現在まで、食材の加工代金が請求されているが、少なくとも、一部の加工不可能なもの（ヤクト、調味料等）については、加工実態がなかったことは明らか。
- ・魚介類の加工には食品衛生法の許可が必要であるが、許可日は平成25年3月22日であり、それ以前に魚介類の加工の実態があったのか疑問。（仮に加工の実態があれば、食品衛生法第52条第1項違反のおそれ）

③施設整備費補助金を補助対象外の備品購入費に充当（26,250千円）

- ・本来工事（請負）費に充当すべき補助金をすべて備品購入費に充当。
- ・林野庁と厚労省の補助金を同時に申請して受給しているが、自己財源の記載欄に齟齬があるなど手続に疑惑がある。

④その他の不適正事案

- ・新施設（北山の2施設）の建設資金及び新施設運営費を施設間の貸付金で調達したが、本来、年度内清算すべき貸付金であるにも関わらず、清算の目途が立っていない。（未清算額2億百万円）
- ・不適正な現金支出（690千円）、不明なタクシーカットの使用（H19～H24の5年間で84件、337千円）

⑤不適正なおそれのある支出総額…54,988千円（①～④の合計）

3. 改善措置命令

事 項	改善措置命令
1 理事長及びその親族の関連会社甲との著しく高額な賃貸借契約の締結	<p>理事長自身も取締役で理事長の親族である副理事長（当時、評議員）が代表取締役を務める関連会社甲と締結した土地の賃貸借契約について、施設整備の計画から賃貸借契約に至った経緯に不透明な点が多く、当該賃貸借契約の締結に関して、著しく高額な賃借料が設定されるなど、適正かつ妥当な契約締結とは言い難いので、賃借料の金額を見直しするなど適正かつ妥当な契約内容に改めること。</p> <p>また、この契約締結によって法人に損害が発生していると考えられるため、法的な措置も含めて損害を回収する方策を検討すること。</p> <p>更に、このような賃貸借契約を締結するに至った役職員の責任を明確にすること。</p>
2 理事長及びその親族の関連会社丙への不適正な食材加工代金の支出	<p>理事長の親族でもある前副理事長（当時、評議員）が取締役を務める関連会社丙に対する業務委託において、少なくとも一部の加工不可能なものに実態のない加工料の支払いが、法人に対して請求されており、適正かつ妥当な業務委託とは言い難い。この業務委託によって、法人に損害が発生していると考えられるが、法的な措置も含めて損害を回収する方策を検討すること。</p> <p>また、関連会社丙と法人が取引を行うに至った経緯を検証し、併せて役職員の責任を明確にすること。</p>
3 施設整備補助金の補助対象外経費への充当	<p>平成22年度に行った施設整備の補助事業について、2つの補助事業を同時に実施しているが、補助金の申請や実績報告書において、補助金ごとに財源内訳の異なる内容の記載があり、補助対象外経費に補助金が充当されているなど、補助事業の実施に疑義がある。</p> <p>については、各関係機関と協議を行い、適切な対応を図ること。</p>
4 経理区分間の貸付金の未精算と今後の法人経営の見通し	<p>年度内清算ができていない多額の経理区分間貸付金があるので、早期清算を図ること。</p> <p>また、現在、赤字基調である新施設（小規模多機能型施設）の施設経営に関して、法人として具体的な対応策と今後のあり方について報告すること。</p>
5 支出根拠が不明で不透明な現金支出等	<p>不適正な現金支出及び不明なタクシーチケットの利用実態があるので、支出の内容と根拠を明確にし、その詳細を報告するとともに、不適正な支出については、その回収を図ること。</p>
6 総括	<p>理事長及び理事並びに監事は、このような法人運営に至った責任の所在を明確にするとともに、役員の選任も含め、早急に理事会及び監事機能の充実及び強化を図ること。</p> <p>また、法人運営を適正化するために理事長親族の関連会社との取引関係を抜本的に見直すこと。</p> <p>更に、評議員会の牽制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。</p>

4. これまでの指導経過

日 時	経 過
平成24年 3月21日	一般監査(平成22年度決算分)
6月7～8日	第1回特別監査（2日間）
10月23日	第2回特別監査
12月13日	第3回特別監査(公認会計士同行)
12月28日	文書指摘通知（是正報告期限：平成25年1月18日）
平成25年 1月17日	監査結果に対する法人からの是正報告
1月28日	第4回特別監査（是正報告内容の確認）
2月6日	第5回特別監査（弁護士2名同行）
7月25日	第6回特別（現地確認）監査（弁護士2名同行）
8月9日	弁明の機会の付与通知（当初報告期限：平成25年8月23日）
8月20日	法人から弁明期日延長の申出
8月21日	期日延長通知（延長後報告期限：平成25年8月30日）
8月30日	法人からの弁明書提出
9月 4日	改善措置命令



鳥取県達第 201300091550 号

八頭郡八頭町宮谷 123 番地
社会福祉法人 やす
理事長 山根 英明

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 2 項の規定に基づき、別紙理由書に掲げる理由により下記の措置をとることを命ずる。

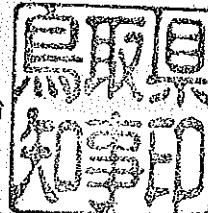
なお、平成 25 年 11 月 5 日までに、別紙様式によりその状況を報告すること。

（担当）行政監察・法人指導課 川本、電話 (0857) 26-7140

平成 25 年 9 月 4 日

鳥取県知事 平井 伸治

記



1 理事長自身も取締役で理事長の親族である副理事長（当時、評議員）が代表取締役を務める関連会社甲と締結した土地の賃貸借契約について、施設整備の計画から賃貸借契約に至った経緯に不透明な点が多く、当該賃貸借契約の締結に関して、著しく高額な賃借料が設定されるなど、適正かつ妥当な契約締結とは言い難いので、賃借料の金額を見直しするなど適正かつ妥当な契約内容に改めること。

また、この契約締結によって法人に損害が発生していると考えられるため、法的な措置も含めて損害を回収する方策を検討すること。

更に、このような賃貸借契約を締結するに至った役職員の責任を明確にすること。

2 理事長の親族でもある副理事長（当時、評議員）が取締役を務める関連会社丙に対する業務委託において、少なくとも一部の加工不可能なものに実態のない加工料の支払いが、法人に対して請求されており、適正かつ妥当な業務委託とは言い難い。この業務委託によって、法人に損害が発生していると考えられるが、法的な措置も含めて損害を回収する方策を検討すること。

また、関連会社丙と法人が取引を行うに至った経緯を検証し、併せて役職員の責任を明確にすること。

3 平成 22 年度に行った施設整備の補助事業について、2 つの補助事業を同時に実施しているが、補助金の申請や実績報告書において、補助金ごとに財源内訳の異なる内容の記載があったり、補助対象外経費に補助金が充当されているなど、補助事業の実施に疑義がある。

については、各関係機関と協議を行い、適切な対応を図ること。

4 年度内清算ができていない多額の経理区分間貸付金があるので、早期清算を図ること。
また、現在、赤字基調である新施設（小規模多機能型施設）の施設経営に関して、法人として具体的な対応策と今後のあり方について報告すること。

5 不適正な現金支出及び不明なタクシーチケットの利用実態があるので、支出の内容と根拠を明確にし、その詳細を報告するとともに、不適正な支出については、その回収を図ること。

6 理事長及び理事並びに監事は、このような法人運営に至った責任の所在を明確にするとともに、役員の選任も含め、早急に理事会及び監事機能の充実及び強化を図ること。

また、法人運営を適正化するために理事長親族の関連会社との取引関係を抜本的に見直すこと。

更に、評議員会の牽制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。

(教 示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。

理由書

これまで貴法人に対しては、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項に基づく監査を実施し文書により改善を促すとともに、継続して指導を行ってきたところであるが、次のとおり、法令若しくは定款に違反するとともに、法人の運営が著しく適正を欠いていることが認められた。

措置内容	事実	根拠
<p>1 理事長自身も取締役で理事長の親族である副理事長（当時、評議員）が代表取締役を務める関連会社甲と締結した土地の賃貸借契約について、施設整備の計画から賃貸借契約に至った経緯に不透明な点が多く、当該賃貸借契約の締結に関して、著しく高額な賃借料が設定されるなど、適正かつ妥当な契約締結とは言い難いので、賃借料の金額を見直しするなど適正かつ妥当な契約内容に改めること。</p> <p>また、この契約締結によって法人に損害が発生していると考えられるため、法的な措置も含めて損害を回収する方策を検討すること。</p> <p>更に、このような賃貸借契約を締結するに至った役職員の責任を明確にすること。</p>	<p>●事案の概要 平成22年度に特別養護老人ホーム（八頭町北山）の建設を計画したが、計画予定地に隣接して理事長の個人所有地（1,260m²）があったので、理事長の個人所有地（1,260m²）を駐車場及び進入路として活用する計画であった。（平成21年10月） その後、法人は駐車場と進入路の用地について新たに確保することが可能となったので、その土地を駐車場及び進入路として利用することで理事会・評議員会の議決を得た。（平成22年1月16日） その後、平成22年2月10日、理事長は理事長の個人所有地を関連会社甲に売却するが、進入路の隣接地所有者から进入路の使用に当たっての条件を示されたため、理事長の土地売却から、わずか10日後の平成22年2月20日には、評議員会・理事会を現地で開催して理事長所有地を当初計画のとおり、进入路と駐車場として確保する計画に戻した。 最終的に法人は、法人負担により関連会社乙に駐車場造成工事を発注して駐車場に造成した上で、関連会社甲と著しく高額な借地契約を締結した。</p> <p>●理事長及び副理事長の関連会社甲との著しく高額な賃借料の設定（その1） 理事長が関連会社甲に500万円で駐車場用地を売却（平成22年2月10日）、その後、平成23年3月1日に関連会社甲と賃貸借期間を10年に設定した月額42万円（税込）、駐車場部分は21万円）という高額な賃貸借契約を結ぶことになるが、理事会・評議員会の開催状況を確認すると、平成22年12月18日、議案書に載せることなく、事務局の説明を受けて、関連会社甲から駐車場の賃借料として提示された月額21万円（税込）をそのまま受け入れた形で議決されている。 しかしながら、駐車場以外の土地と建物を含め、月額42万円（税込）の賃貸借契約書の締結について、理事会で審議されていない。 以上のとおり、理事会での賃借料の額の決定を始めとし、その後の賃貸借契約の締結に不透明な理事会の意思決定、あるいは、事務手続きが散見されている。</p> <p>●理事長及び副理事長の関連会社甲との著しく高額な賃借料の設定（その2） 現在、法人はこの賃貸借契約書に基づいて、関連会社甲に対して月額21万円（税込）の駐車場に係わる賃借料を払っている。 これまでの総支出額は、平成23年3月1日から平成25年7月31日までの延べ29ヶ月分で 609万円（21万円×29ヶ月=609万円）となっている。 このまま、契約書どおり、10年間、関連会社甲に賃借料を払い続けるとすると、その総額は、2,520万円となる。 (21万円×12月×10年間) 平成22年2月10日、理事長が関連会社甲に売却した価格は500万円であるが、その内訳をみると、総面積2,225.35m²であり、そのうち、駐車場部分は1,260.66m²、駐車場部分の土地代金を算出するため、面積按分して駐車場の占める割合と金額を算出すると、駐車場の占める割合は $1,260.66 \text{m}^2 \div 2,225.35 \text{m}^2 = 0.5665$となる。 従って、駐車場部分は、 $500 \text{万円} \times 0.5665 = 2,832,500 \text{円}$である。 仮に理事長が関連会社甲に無償で使用させていたとすれば、理事長が関連会社甲に売却することなく法人に対して無償で使用貸借す</p>	法第24条、法第56条第2項

るか、あるいは、低額で法人に賃貸借していれば、このような高額の賃借料は発生しない。

また、もし、理事長が同額で法人に売却していたとすれば、ほぼ、13・5月分（283万3千円÷21万円）の賃借料で当該地を取得できることとなる。

なお、法人によれば、元々、関連会社甲は当該地の地上権を有していたため、底地所有権の取得代金（500万円）のみを基準にして高額と判断すべきでないとする。

法人の主張する地上権の存在の有無は不明であるが、仮に存在するとしても、県内における地上権の借地権割合は通常50%程度とされており、これを駐車場部分の地価に当てはめると、

$500\text{万円} \times 0.5665 \times 100 / 50 = 5,665,000$ 円となる。

これを土地の利回りを4%（25年）として賃借料を算出すると、
 $5,665,000\text{円} \times 4\% \div 12\text{か月} = 18,883\text{円}$ 。

$200,000\text{円} \div 18,883\text{円} = 10.6$ 倍であり、高額な状況にあることに変わりない。

2 理事長の親族でもある副理事長（当時、評議員）が取締役を務める関連会社丙に対する業務委託において、少なくとも一部の加工不可能なものに実態のない加工料の支払いが、法人に対して請求されており、適正かつ妥当な業務委託とは言い難い。この業務委託によって、法人に損害が発生していると考えられるが、法的な措置も含めて損害を回収する方策を検討すること。

また、関連会社丙と法人が取引を行うに至った経緯を検証し、併せて役職員の責任を明確にすること。

●副理事長の関連会社丙への実態のない加工代金の支出

法人は、平成17年頃までは、入所者へ提供する給食食材の購入について、各個別業者と取引を行っていたが、平成17年7月、理事長の親族である副理事長（当時、評議員）が取締役を務める関連会社丙（丙が営業を行っている施設は、前副理事長が取締役を努める関連会社甲所有の建物）が設立されたこともあり、理事長の指示により、関連会社丙に窓口を一本化した。

当初は、単に、請求事務の窓口の一本化で納入はこれまでどおり、個別業者が配送するものの、各個別業者に支払うのではなく、関連会社丙を通じて一括して支払うこととなつた。

平成18年以降は、各個別業者の納入価格に一定の割合を乗じた額を「加工費用」として関連会社丙に支払うこととなつた。ただし、その総額は品目を問わず、関連会社丙を通じて納入された食材すべてに10パーセントを乗じて加工代金を支払っていた。

その後、平成20年8月からは、食材加工対象商品を関連会社丙からの直接仕入食材である野菜、魚介類、関連食材に限定して15パーセントの加工代金を支払っていた。

しかしながら、納品された食材には、加工を行うことができない調味料等の食材が多数含まれていた。中には、魚介類、肉類、野菜など、加工できるような食材も含まれていたが、誰が、いつ、どこで、どのようにして食材を加工したのか不明であった。

県の監査においては、法人と関連会社丙との間に加工に係わる業務委託契約書がない、あるいは、加工代支出の状況を調査して報告するように、文書により指摘を行つた。（平成24年12月28日）

県の監査の指摘を受けた後、法人は、平成24年12月1日から魚介類に絞り込む形の食材加工に関する業務委託契約書を作成し、現在、当該契約書に基づいて関連会社丙に対して15パーセントの加工代金が支払っている旨を回答している。

ただし、契約締結以前はもとより、契約締結後においても、魚介類に係わる食材の加工について不明なままである。

魚介類を加工して販売するには、食品衛生法の許可が必要であるが、関連会社丙が食品衛生法の許可を受けたのは、平成25年3月22日である。

平成18年当時、当該業務委託契約を締結するに至った経緯も不明な点が多いが、前述のとおり、業務内容も不明で支出根拠となる業務委託契約書も無く、また、長期に渡り法人の負担を伴う案件でありながら、業務委託を認めた理事会議決もない。

法人によれば、これまで加工代金として支出額は、平成18年4月以降から平成24年12月の間で、総額21,702,077円となっている。

法第24条、法第56条第2項

【加工代金の支出の状況】

年度	率※	加工代金	説明、仕入先 等
----	----	------	----------

平成18年度	10	5,384,161	各個別業者及び関連会社丙の食材すべてに加工代を一括して請求。納入は従来どおり各個別業者が法人に納入する。
平成19年度	10	5,436,386	"
	(10)		"(平成20年7月まで)
平成20年度	15	3,206,737	平成20年8月以降、加工代は関連会社丙が直接納入した食材(野菜、魚、調味料等)のみとなるが、加工代は15パーセントとなる。
平成21年度	15	2,258,414	"
平成22年度	15	2,358,335	"
平成23年度	15	2,382,975	"
平成24年度	15	675,069	平成24年12月1日以降、加工代は関連会社丙の魚介類のみ。平成25年3月22日、関連会社丙が食品衛生法の許可を受ける。
合計		21,702,077	

※率はパーセント

3. 平成22年度に行った施設整備の補助事業について、2つの補助事業を同時に実施しているが、補助金の申請や実績報告書において、補助金ごとに財源内訳の異なる内容の記載があったり、補助対象外経費に補助金が充当されているなど、補助事業の実施に疑義がある。

については、各関係機関と協議を行い、適切な対応を図ること。

●施設整備補助金の補助対象外経費への充当

法人は、八頭町北山に小規模特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護支援施設の整備計画を立案したが、この計画実施にあたっては、行政の補助金を活用することとした。

施設を整備するにあたっては、林野庁所管の森林整備加速化・林業再生基金事業(鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業)、厚生労働省所管の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金(鳥取県介護基盤緊急整備事業)を活用した。

このうち、小規模多機能型居宅介護施設には同時に2つの補助金が充当された形になっているが、最終的に、補助対象経費を工事請負費と備品購入費に分けて整理されている。

しかしながら、いずれの補助金も備品購入費は、補助対象外経費である。

法第24
条、法第
56条第
2項

【補助事業の実施状況(その1)】

区分	国事業名	県補助事業名	小規模多機能 (備品)	小規模特養 (工事請負費)	補助金計	備考
厚生 労働省 等臨時特例交付金	介護基盤緊急整備 急整備事業	鳥取県介護基盤緊 急整備事業	26,250千円	101,500千円	127,750千円	()は補助 金の充当状 況
林野庁	森林整備加速化・ 林業再生基金事業	鳥取県緑の産業再 生プロジェクト	(工事請負費) 150,000千円	0千円	150,000千円	
補助金計			176,250千円	101,500千円	277,750千円	

【補助事業の実施状況(その2)】

区分	補助金申請(県補助事業名)			備考
	鳥取県介護 基盤緊急整備事業	鳥取県緑の産業再 生プロジェクト	鳥取県介護 基盤緊急整備事業	
提出日	平成21年12月25日	平成21年12月18日	平成23年3月11日	平成23年3月11日
事業費計	222,987千円	208,200千円	232,313千円	232,313千円
介護基盤緊 急整備事業	26,250千円	0千円	26,250千円	0千円
緑の産業再 生プロジェク ト	150,000千円	150,000千円	150,000千円	150,000千円
自己資金	46,737千円	58,200千円	56,063千円	82,313千円

この2つの補助金の補助金交付申請から実績報告書提出までの経過をみると、いずれも、法人は、ほぼ、同時期にそれぞれの補助金所管課に補助金交付申請から実績報告書を提出しているが、林野庁所管の補助金申請書及び実績報告書では、林野庁所管の補助金以外の補助金を活用するものとはなっていない。

このため、林野庁所管の補助金を執行した県の担当部局は、林野庁所管の補助金のみで補助事業を実施したものと認識している。

一方、厚生労働省所管の補助金を執行した県の担当部局は、農林水産省所管の補助金を合わせて活用する形になっているが、林野庁と厚生労働省ごとに工事費を分けて補助事業を実施しているとの認識であり、最終的に補助対象外経費の備品に当該補助金が充当されていたとは、考えていなかったとのことである。

県は間接補助事業者であり、補助金執行は町を経由して行われていたため、補助金の交付から実績報告、現地確認などを行った町が確認した際、当然、補助金が工事費に充当されているとの認識であ

り、補助対象外経費である備品への充当については、法人から報告を受けていないとのことであった。

以上のとおり、補助事業の実施において、手続きをはじめ、補助金申請、実績報告書の提出において記載内容に不自然な点が見受けられる。

法人によれば、備品であっても建物と付加一体的に整備するような備品については設置工事を伴うものであるため建物整備として考え、設置工事の必要のない備品についても併せて備品一式を工事費として補助対象と考えたとのことである。

しかしながら、工事を伴わない備品にも補助金を充当しており、どのような経緯で厚生労働省所管の補助金をすべて備品に充当したのか不透明な点がある。

通常、備品購入費は、備品設置に伴う工事費を備品購入費に含めるため、工事費として計上することはできない。

4 年度内清算ができない多額の経理区分間貸付金があるので、早期清算を図ること。

また、現在、赤字基調である新施設（小規模多機能型施設）の施設経営に関して、法人として具体的な対応策と今後のあり方について報告すること。

●経理区分間貸付金の未清算の実態

本来、年度内清算すべき経理区分間貸付金が清算されていないなど、不適正な経理処理が散見していたことから、適切な会計処理となるよう、文書により指導した。

しかしながら、法人の回答によれば、最終的に清算が完了するのは最長の返済期間として78年後との回答がされたり、施設によっては、返済計画が策定されていないものがあった。

県の文書指摘に対する法人からの回答（平成25年1月17日）は、法人全体の経営状況や各施設の経営実態を勘案した上で、適切に返済計画を策定した回答とは言い難い。

なお、法人によれば、以下の返済計画はあくまで案であり、平成24年度の決算額を基に、正式な返済計画を策定すると回答がされている。

【経理区分間貸付金の状況と法人の精算計画】

施設名(借主施設)	施設名(貸主施設)	経理区分間貸付金	償還年数
通所介護事業所 すこやか	介護老人保健施設 すこやか	5,000,000円	3年
通所介護事業所 すこやか	特別養護老人 ホームすこやか	16,000,000円	5年
小規模多機能型居宅 介護施設きたやま	介護老人保健施設 すこやか	61,308,845円	57年
小規模多機能型居宅 介護施設きたやま	特別養護老人 ホームすこやか	102,990,793円	78年
小規模特別養護老人 ホームきたやま	介護老人保健施設 すこやか	90,189,361円	24年
	特別養護老人 ホームすこやか	82,009,207円	26年
合 計		357,498,206円	

5 不適正な現金支出及び不明なタクシーチケットの利用実態があるので、支出の内容と根拠を明確にし、その詳細を報告するとともに、不適正な支出について、その回収を図ること。

●支出根拠が不明確で不透明な現金支出等

法人の日々の取引において、現金による支出が散見されているところであるが、この現金支出において不適正な支出となっているものがある。

不適正な支出の状況を確認すると、平成23年3月17日に現金10万円、翌日、平成23年3月18日には、現金30万円、平成23年3月22日には、現金31万5千円が法人の通帳から現金により引き出されているものがあり、このうち69万円については、記念品代の名目で支出され、記念品贈呈の相手方は、工事請負業者、設計業者など施設整備に密接に関係した者ではあったが、客観的な証憑書類に基づいた支出とは、確認できなかった。

このため、実際に記念品を購入して相手方に渡した事実があるのか確認したところ、記念品を渡した事実はなく、業界の慣行に基づいて、現金を渡したことであった。

現金の授受にあたって、記念品代の名目で現金を渡したため、相手方に現金受領書等をお願いするようなことはしていないとのことであった。

法第24条、法第56条第2項

法第24条、法第56条第2項

●利用実態が不明なタクシーチケットの利用

法人の日々の業務において、タクシーチケットの利用の実績があるが、このタクシーチケットの利用において利用目的、利用者がはつきりしていないなど、不透明な利用実態がある。

法人によれば、利用目的、利用者が判明しているタクシーチケットについては、介護老人保健施設、特別養護老人ホームにおいて利用したものであり、一方、タクシーチケットの利用日、利用料金、利用区間は判明しているものの、利用目的、利用者が判明していないタクシーチケットは、法人本部が利用したチケットとのことである。

なお、平成19年度から平成24年度までの不明な6年間のタクシーチケットの利用状況は、以下のとおりであり、総利用回数84件、総額は337,180円となっている。

【利用実態が不明なタクシーチケットの利用実績の状況】

年度	件数	総額	備考
平成19年	7件	18,120円	本部利用
平成20年	11件	50,320円	"
平成21年	19件	83,290円	"
平成22年	23件	76,070円	"
平成23年	21件	92,450円	"
平成24年	3件	16,930円	"
合計	84件	337,180円	

6 理事長及び理事並びに監事は、このような法人運営に至った責任の所在を明確にするとともに、役員の選任も含め、早急に理事会及び監事機能の充実及び強化を図ること。

また、法人運営を適正化するために理事長親族の関連会社との取引関係を抜本的に見直すこと。

更に、評議員会の牽制機能についても再点検を行い、必要な見直しを行うこと。

●総括

この度の不適正事案は、理事長及びその親族が役員を務める関連会社甲への高額な土地の賃借料の支出、あるいは、理事長の親族が役員を努める関連会社丙への加工の実態がない食材加工代金の支出など、法人と理事長及びその親族の関連会社が関係した事例もある。

また、上記の不適正事案はもとより、これまでの監査指導（文書指摘）に対する回答において、関連会社丙との間で実態の伴わない業務委託契約書が提出されたり、経理区分間の貸付金の償還計画が不十分で具体的な改善方策に欠ける改善報告書が提出（いずれも、平成25年1月17日）されるなど、理事会の統治機能や監事の監査機能並びに評議員会の牽制機能が働いておらず、杜撰で不適正な法人の運営実態が認められた。

法第24条、法第56条第2項

社会福祉法人「やす」の概要

1 法人の概要

名称	社会福祉法人やす	主たる事務所	八頭町宮谷123番地	理事	7名	評議員	16名
代表者	理事長 山根英明	年齢	80歳	監事	3名	職員	約220名
設立認可	平成9年10月17日	八頭町内で、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、ケアハウス、介護老人施設等を運営。					
設立登記	平成9年10月20日						

2 役員等の状況

役 職	就任日	氏名	備考
理 事 長		山根 英明 ※1	関連会社甲の取締役
副理事長		山根 敏樹 ※2	関連会社甲の代表取締役 関連会社乙の代表取締役 関連会社丙の取締役
常務理事		山本 高徳	
理 事		大源 勝則	
		荒川 恵	
		浦林 梅樹	
		和田 哲也	
		野田 誠一	
監 事	H23.11.8	垣田 穂	
		澤田 義昭	
		入江 文代	
		表 和宏	
		小出 誠	
		小林 昌司	
		木島 儀弘	
		衣笠 博子	
		中村 恵子	
評 議 員		西村 紀彦	
		西山 博文	
		平木 誠	
		古井恵美子	
		細田日出男	
		山口 幸枝	
		山根 貴和	
		山本 恵子	
		山本 正幸	

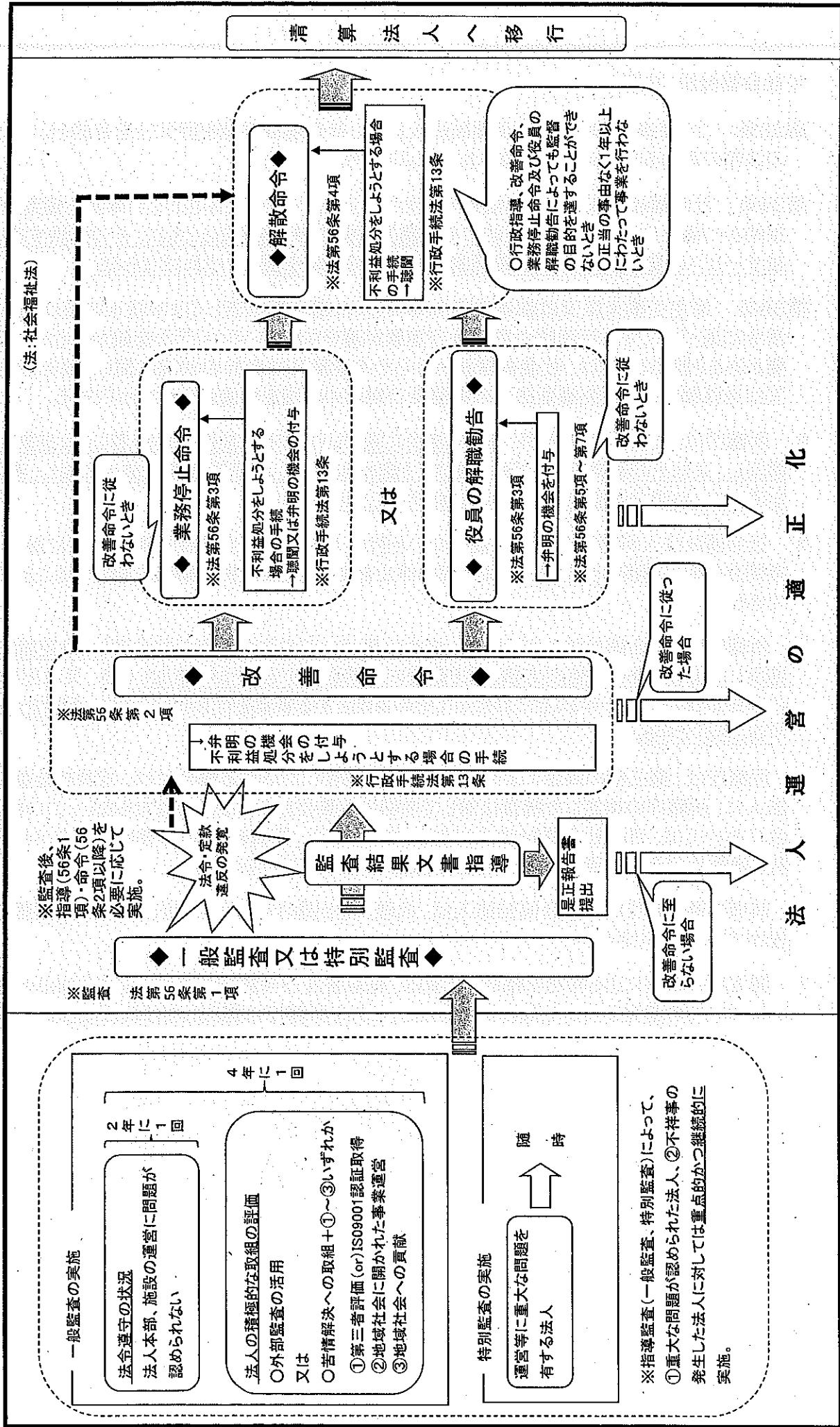
※1 理事長は、関連会社甲の取締役を辞任(辞任年月日不明)したとの報告があった(8月30日)

※2 副理事長は、平成25年8月12日に理事を辞任するとともに関連会社丙の取締役も同日付で辞任したとの報告があった。(8月30日)

3 主な施設の概況

事業の種類	施設の名称	所在地	定員(名)	事業開始	施設長
特別養護老人ホーム	すこやか	八頭町宮谷	80	平成16年	谷口 弘幸
軽費老人ホーム			50	平成11年	中山 勝恵
介護老人保健施設			76	平成10年	加藤 憲雄
老人デイサービス事業			30	平成10年	
老人居宅介護等事業			-	平成12年	
居宅介護支援事業所			-	平成12年	中野 理子
特別養護老人ホーム	きたやま	八頭町北山	29	平成23年	岡垣 一樹
小規模多機能型居宅介護事業			25	平成23年	山根 竜二

図一 ローフの監査導指人法祉福社会



《社会福祉法 拠粹》

第22条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

第56条 厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

3 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。

4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

5 所轄庁は、第三項の規定により役員の解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。

6 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 第五項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。

社会福祉法人「あすなろ会」の改善状況について

社会福祉法人あすなろ会の改善状況については、適宜、報告をしているところですが、前回報告(平成25年5月21日)以降の主な動きは、下記のとおりです。

<改善命令の経緯>

- ・平成22年2月15日 改善措置命令発出
- ・平成22年4月13日 改善状況報告書提出

1 刑事裁判の動向

被告	年月日	概要
元あすなろ会専務理事兼 元(株)ハマサキ 代表取締役専務	H23.9.28	鳥取地裁判決：業務上横領罪 懲役3年(実刑)
	H23.10.7	広島高裁(松江支部)に控訴
	H24.3.23	広島高裁(松江支部)が控訴を棄却
	H24.4.4	最高裁に上告
	H24.6.22	上告を取り下げ。【1審判決が確定】 ⇒ H25.3.29本人死去
元(株)ハマサキ 総務部長兼会計責任者	H23.9.28	鳥取地裁判決：業務上横領罪 懲役3年(執行猶予5年)【確定】
元(株)ハマサキ 会計責任者	H23.10.5	鳥取地裁判決：業務上横領罪 懲役3年(執行猶予5年)
	H23.10.6	広島高裁(松江支部)に控訴
	H24.5.11	広島高裁(松江支部)が控訴を棄却
	H24.5.22	最高裁に上告
	H24.9.4	最高裁が上告を棄却。【1審判決が確定】

2 改善状況

改善措置命令	改善状況
	(株)ハマサキ(平成21年12月11日破産手続開始決定)に対する破産債権届出書を提出。(H22.1.13)
	元あすなろ会副理事長兼元(株)ハマサキ代表取締役社長(平成22年3月18日破産手続開始決定)に対する破産債権届出書を提出。(H22.4.16)
法人外流出した資金の回復に努めるとともに、回復方法、回復見込額等を明らかにすること。	法人外流出した490,706,301円について、損害賠償請求訴訟を鳥取地裁に提起。(相手方：元あすなろ会理事長、元あすなろ会専務理事、元(株)ハマサキ総務部長の3名)(H22.9.1)
【外部流出額】 490,706,301円	元あすなろ会副理事長に対する破産債権について、573,714円があすなろ会に対して配当、払込み。(H22.10.1)
	元あすなろ会副理事長に対する破産債権について、福祉医療機構に対する配当631,728円をあすなろ会が取得。(H22.11.10)
	(株)ハマサキに対する破産債権について、540,209円があすなろ会に対して配当、払込み。(H23.4.8)
	元あすなろ会理事長兼元(株)ハマサキ会長(平成24年3月23日破産手続開始決定)に対する破産債権届出書を提出。(H24.9.24)
	元あすなろ会理事長に対する破産債権について、79,162円があすなろ会に対して配当、払込み。(H25.5.28)
	元あすなろ会理事長に対する破産債権について、山陰合同銀行に対する配当88,567円をあすなろ会が取得。(H25.7.1)
	元あすなろ会理事長に対する破産債権について、福祉医療機構に対する配当110,963円をあすなろ会が取得。(H25.9.10取得予定)
法人の経営健全化のため、法人名義の金融機関からの借入金について、不明瞭な部分の解明に努めること。	金融機関からの借入残額(429,815,000円)について、債務不存在確認訴訟を提起。(銀行側も訴訟を提起、併合されて裁判が継続中)(H22.2.12)
	国債の相殺に関連して、国債の受入先について金融機関変更に応じなかった国に対して国債償還請求訴訟を提起。(H22.2.12)
【借入残額】 429,815,000円	国に対する国債償還請求を鳥取地裁が棄却。(H23.9.16)
	国に対する国債償還請求を広島高裁(松江支部)に控訴。(H23.9.30)
	国に対する国債償還請求を広島高裁(松江支部)が棄却。(H24.11.14)
本部会計と施設会計間の不適切な会計処理を是正すること。 【貸付金額】 250,000,000円	他の施設会計の余剰金を本部会計に集約し、繰入可能額を超える施設会計から本部会計への貸付金を返済する計画について、理事会で承認。(H22.7.8) <返済計画(実績)> ○貸付金250,000千円を平成22～23年度で清算する(した)。 ・平成22年度：125,000,000円(清算済み) ・平成23年度：125,000,000円(清算済み)
法人及び施設運営にかかる影響(資金不足、収益、信用力の有無等)を調査し、利用者へのサービス低下及び職員の待遇低下を招くことがないようにすること。	公認会計士による外部監査を実施(H23.2.9～17)(延べ6日間)
	公認会計士による外部監査を実施(H25.6.3～7.19)(延べ17日間)
	「岩井あすなろ」が福祉サービス第三者評価を受審(H23.11.29)
	「高草あすなろ」が福祉サービス第三者評価を受審(H24.12.25)
	「松の聖母学園」が福祉サービス第三者評価を受審予定(H25.12)

社会福祉法人「みのり福祉会」の改善状況について

社会福祉法人みのり福祉会の改善状況については、適宜、報告しているところですが、前回報告（平成25年2月22日）以降の主な動きは以下のとおりです。

第1回改善命令…平成23年1月 6日

第2回改善命令…平成23年9月28日

1 裁判の動向

(1) 刑事告訴の動向

法人は、前理事長及び前事務局長を相手に刑事告訴を行っていたが、不起訴処分となった。
(鳥取地方検察庁の決定：平成25年7月)

(2) 民事訴訟の動向

日 時	事 項	備 考
平成23年9月28日	第2回改善措置命令	県が指摘した不適正額：112,102千円
平成24年8月10日	損害賠償請求の提起	法人の損害賠償請求額：200,172千円
平成25年7月16日	第5回口頭弁論	準備書面

2 改善状況

(1) 第1回改善命令

改善命令	改善状況
特別養護老人ホーム入所者が実費負担すべき施設への預け金及び、介護保険利用料及び介護報酬が簿外経理されているので、経理処理の適正化を図るとともに、収入支出の実態を明らかにすること。	<ul style="list-style-type: none">現金管理の徹底とチェック体制を整備。経理規程遵守の徹底を行っている。内部監査体制の強化を行っている。（会計・出納の分離など）香典代支は過去(平成13年度～平成22年度)にさかのぼり調査をして実態を解明し、前理事長に損害賠償請求中(699万円)。会計オンラインシステムを導入した（平成23年5月）
母子生活支援施設の整備に関する借入金の償還について、措置費からの限度額を超えた支出を行っているので、取りやめること。【限度超過額支出：27,573千円】	<ul style="list-style-type: none">各施設の運営に支障がないよう配慮し計画的に清算（繰入）している。過去、限度額を超えて償還金に充当した超過分は計画的に返済中。改善命令後は限度額を超えた支出はない。金融機関からの多額の施設整備借入（14億6千百万円）があり、その返済が優先されるため、不適正な経理区分間貸付金の清算と民間施設給与等改善費の限度額を超えた償還支出の適正化には時間を要する見込み。
授産会計から本部会計への資金異動、本部会計と施設会計間における年度内清算されていない貸付など、不適正な会計処理を是正すること。 【授産会計の年度内未精算額：15,559千円】 【施設会計の年度内未清算貸付：181,321千円】	<ul style="list-style-type: none">理事会の開催そのものに疑いがあった。現在、議事録作成に当たっては理事全員に確認の上、不備がないようにしている。理事会に本部事務局の管理職全員を出席させている。
授産施設における造成工事費用に係る金銭消費貸借契約について、金融機関からの借入を行った役員と法人が理事会の議決により返済先とした役員が異なっているので、経緯を明らかにすること。	<ul style="list-style-type: none">現体制では適正に事務処理が行われている。
職員の退職に伴う事務処理が適正に行われていない事例があるので、今後は、退職手続きの適正化を図ること。	
公益事業として実施されている診療所について、法人全体の経営を圧迫し、社会福祉事業に支障をきたすおそれがあるので、事業の廃止を含めた見通しを明らかにすること。	<ul style="list-style-type: none">本部会計からの繰入を中止した。平成24年5月1日付けで廃止。現在、施設の売却先を探している。
施設整備に要する借入財源が理事会で事後承認になっている事例や、理事会が適正に開催されたことが確認できない事例があるなど、法人の意思決定過程が不透明なので、理事会を適正に開催すること。また、評議員会の奉公機能によって、理事会及び法人運営の適正化を図ること。	<ul style="list-style-type: none">現在、議事録作成に当たっては理事全員に確認の上、不備がないようにしている。理事会に本部事務局の管理職全員を出席させている。各種規程（決裁・文書取扱規程等）の整備。合議決裁による複数の確認と意思決定の徹底。現金支出を控え、土地代、工事代金の口座振込みの徹底。人事・給与・会計事務の本部一元化（平成25年4月）。会計をはじめとする研修会等の開催。法人本部職員を増員（3名から8名へ）し、本部機能を強化。
法人本部の事務局において、契約や理事会の開催等の事務処理が特定の者に集中し、複数の担当によるチェックができないので、事務処理体制を見直し、内部牽制体制の確立を図ること。	

(2) 第2回改善命令

改善命令	改善状況																																																
<p>法人と前理事長及びその親族との間における土地取引(売買・賃貸借・地上権設定)の全ての事案について、不当又は不適正な事例がないか再度、詳細な調査を実施し、不当又は不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。</p>	<p>○下記のとおり、損害賠償請求中。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>法人の損害賠償請求額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>三朝ディサービス駐車場</td><td>7,658,000</td></tr> <tr><td>北栄ディサービス交流菜園</td><td>1,142,000</td></tr> <tr><td>湯梨浜ディサービス隣接地</td><td>48,250</td></tr> <tr><td>スターロイヤル駐車場</td><td>26,161,720</td></tr> <tr><td>土地 賃 借 料</td><td>14,348,000</td></tr> <tr><td>インター グループ ホーム 敷地</td><td>18,702,000</td></tr> <tr><td>みのり グループ ホーム 園庭</td><td>7,680,000</td></tr> <tr><td>向山保育園敷地</td><td>23,740,000</td></tr> <tr><td>サンジュエリー駐車場、園庭</td><td>6,981,000</td></tr> <tr><td>ブルーインター駐車場</td><td>6,210,000</td></tr> <tr><td>みのり保育園敷地</td><td>9,024,500</td></tr> <tr><td>スポーツ広場</td><td>16,455,000</td></tr> <tr><td>みのりサングリーン敷地</td><td>1,966,762</td></tr> <tr><td>土地 代 金</td><td>3,900,000</td></tr> <tr><td>茶道会館敷地</td><td>15,000,000</td></tr> <tr><td>茶道会館隣接地</td><td>12,800,000</td></tr> <tr><td>スターロイヤル駐車場</td><td>1,970,000</td></tr> <tr><td>北栄ディサービス交流菜園</td><td>3,201,940</td></tr> <tr><td>香典代</td><td>6,990,000</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td>14,686,688</td></tr> <tr><td>個人債務の付替</td><td>1,000,000</td></tr> <tr><td></td><td>506,201</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>200,172,061</td></tr> </tbody> </table>	区分	法人の損害賠償請求額(円)	三朝ディサービス駐車場	7,658,000	北栄ディサービス交流菜園	1,142,000	湯梨浜ディサービス隣接地	48,250	スターロイヤル駐車場	26,161,720	土地 賃 借 料	14,348,000	インター グループ ホーム 敷地	18,702,000	みのり グループ ホーム 園庭	7,680,000	向山保育園敷地	23,740,000	サンジュエリー駐車場、園庭	6,981,000	ブルーインター駐車場	6,210,000	みのり保育園敷地	9,024,500	スポーツ広場	16,455,000	みのりサングリーン敷地	1,966,762	土地 代 金	3,900,000	茶道会館敷地	15,000,000	茶道会館隣接地	12,800,000	スターロイヤル駐車場	1,970,000	北栄ディサービス交流菜園	3,201,940	香典代	6,990,000	役員報酬	14,686,688	個人債務の付替	1,000,000		506,201	合 計	200,172,061
区分	法人の損害賠償請求額(円)																																																
三朝ディサービス駐車場	7,658,000																																																
北栄ディサービス交流菜園	1,142,000																																																
湯梨浜ディサービス隣接地	48,250																																																
スターロイヤル駐車場	26,161,720																																																
土地 賃 借 料	14,348,000																																																
インター グループ ホーム 敷地	18,702,000																																																
みのり グループ ホーム 園庭	7,680,000																																																
向山保育園敷地	23,740,000																																																
サンジュエリー駐車場、園庭	6,981,000																																																
ブルーインター駐車場	6,210,000																																																
みのり保育園敷地	9,024,500																																																
スポーツ広場	16,455,000																																																
みのりサングリーン敷地	1,966,762																																																
土地 代 金	3,900,000																																																
茶道会館敷地	15,000,000																																																
茶道会館隣接地	12,800,000																																																
スターロイヤル駐車場	1,970,000																																																
北栄ディサービス交流菜園	3,201,940																																																
香典代	6,990,000																																																
役員報酬	14,686,688																																																
個人債務の付替	1,000,000																																																
	506,201																																																
合 計	200,172,061																																																
<p>法人と前理事長及びその親族との間における土地取引(売買・賃貸借・地上権設定)の全ての事案について、不当又は不適正な事例がないか再度、詳細な調査を実施し、不当又は不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。</p>	<p>○賃借料は前理事長と調停を行い見直し済み。 (年額26,057千円 ⇒ 9,456千円)</p>																																																
<p>不適正な香典支出及び役員報酬については、不適正に支出された金額の精査を行うとともに、早急に前理事長からの不適正支出の回収に努めること。</p> <p>香典支出及び役員報酬の返済に応じないなど真しな対応がない場合、当該事案に関与した役職員に対して法的措置を含め厳正な措置を講じること。</p> <p>再度、役員を始め職員に定款、経理規程を十分理解するように徹底するとともに、併せて、会計処理の適正化に向けた具体的対応状況を報告すること。</p>	<p>理事会、評議員会に出席したとして記録がある前役員・評議員全員に本当に出席したか確認の上、議事録に真実と異なる記載がある場合には、真実と異なる議事録作成に関与した役職員、議事録署名人に確認の上、真実と異なる議事録作成の実態の全容を解明すること。</p> <p>また、前理事による理事会を再検証して、理事会の機能、責任が十分果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、理事会の議決内容の是非を再検討すること。</p> <p>更に、前評議員の評議員会におけるけん制機能が十分に果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、改善策を検討すること。</p>																																																
<p>法人と前理事長及びその親族間において、個人債務を法人に付け替えた事案以外にも不当・不適正な事例がないか詳細な調査を実施して、この事案を含め不当・不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法人本部は職員が増員され組織体制の強化は進みつつあり、現体制では、理事会・評議員会は適正に開催されている。 <p>○法人と前理事長の親族との土地取引と工事の発注</p> <ul style="list-style-type: none"> 前理事長の親族と法人間で土地取引(H22.5)があるが、法人側に売買契約書がない等、事実解明は進展していない。 前理事長の親族個人に工事発注があるが、証憑書類等がなく、現時点での全容解明は困難。 																																																

明友会・介護事業所指定に係る指定申請等の経過について

平成25年9月4日
長寿社会課

1. これまでの主な経緯

H23. 12. 2	中部総合事務所に、明友会からデイサービスセンター「オアシス倉吉」にかかる指定申請書が提出される。県は申請を保留。
H24. 2. 9	指定処分を保留していたところ、県に審査請求書が提出される。
H24. 10. 4	明友会が鳥取地裁に訴状を提出。 ※「指定処分を求める」「仮の義務付けを求める」の2本
H25. 1. 29	村田実、村田孝明等が一体となって岡山県での介護事業を予定していることがわかり、改めて一体性が確認できたとして、県は指定の拒否処分を決定。（明友会は、これに合わせ訴因を変更）
H25. 7. 30	鳥取地裁が県に指定を仮に義務付けることを決定。
H25. 8. 6	県は即時抗告を行うとともに、明友会の通所介護事業等を「仮に指定」。「指定処分を求める」本訴については係争中。

2. 「仮の義務付け」とは

行政事件訴訟法第37条の2に規定されており、原告の訴えに沿って被告に処分の義務を課するもの。一定の行政処分がなされない場合であって、判決を待っていては重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに下される。